

平成14年6月27日

株主各位

京都市東山区福稻上高松町11番地

株式会社 松風

取締役社長 太田 勝也

第130回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第130回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項

第130期（平成13年4月1日から平成14年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

第130期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決され、株主配当金は1株につき12円（普通配当10円、創立80周年記念配当2円）に決定されました。

第2号議案

自己株式取得の件

本件は、原案どおり承認可決され、本定時株主総会終結の時から次期定時株主総会終結の時までに、当社普通株式50万株、取得価額の総額400,000千円を限度として取得することに決定されました。

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更の内容は、下記のとおりであります。

（下線は変更部分であります。）

変更前定款	変更後定款
第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 医療用具並びに医薬品の製造及び輸出、 輸入並びに販売 } (記載省略)	第1章 総則 (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 医療用具、医薬部外品並びに医薬品の 製造及び輸出、輸入並びに販売 } (現行どおり)

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は2 200 万株とする。<u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p>(株式の消却)</p> <p>第 6 条 当社は、<u>経済情勢、当社の業務又は財産の状況その他の事情を勘案して特に必要があると認めるときは、平成12年6月29日後、取締役会の決議により、50万株を限度として、利益をもって当社の株式を買い受けて消却することができる。</u></p> <p>(額面株式の1株の金額及び1単位の株式の数)</p> <p>第 7 条 当社が発行する額面株式の1株の金額は50円とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">2. 当社の1単位の株式の数は1 000株とする。</p> <p>(新 設) (以下、繰り下げ)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条</p> <p style="padding-left: 2em;">2. } (記載省略)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び単位未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単位未満株式の買取りその他株式に関する手続及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第 5 条 当社が発行する株式の総数は2 200 万株とする。</p> <p>(削 除) (以下、繰り上げ)</p> <p>(1単位の株式の数)</p> <p>第 6 条 当社の1単位の株式の数は1 000株とする。</p> <p>(単元未満株券の不発行)</p> <p>第 7 条 <u>当社は、1単元の株式数に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 9 条</p> <p style="padding-left: 2em;">2. } (現行どおり)</p> <p style="padding-left: 2em;">3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換及び単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株主としての諸届、株券の再発行、単元未満株式の買取りその他株式に関する手続及び手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</p>

変更前定款

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載された議決権を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録質権者とする。

第3章 株主総会

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、代理人は代理権を証する書面を、総会ごとに当会社へ提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会において議決権ある株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。

2. (記載省略)

第5章 監査役及び監査役会

(選任の方法)

第27条 監査役は、株主総会において議決権ある株式の総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。

(任期)

第28条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. (記載省略)

変更後定款

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することのできる株主とする。

2. 前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は登録質権者とする。

第3章 株主総会

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の他の議決権を有する株主を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主又は代理人は代理権を証する書面を、総会ごとに当会社へ提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(選任の方法)

第19条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。

2. (現行どおり)

第5章 監査役及び監査役会

(選任の方法)

第27条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によりこれを選任する。

(任期)

第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。

2. (現行どおり)

変更前定款	変更後定款
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(株主配当金) 第34条 株主配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)を行うことができる。</p> <p>(<u>転換社債の転換の時期</u>) 第37条 <u>転換社債の転換により発行された株式に対する最初の株主配当金又は中間配当金については、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなし、これを支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>(株主配当金) 第34条 株主配当金は、毎営業年度末日最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払う。</p> <p>(中間配当) 第35条 当社は、取締役会の決議により毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。)を行うことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(附則) <u>本定款第28条の規定に関わらず、平成14年6月27日開催の定時株主総会において選任された監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

第4号議案 監査役1名選任の件

本件は、監査役に河合 正勝氏が選任され、就任いたしました。

以上

配当金のお支払いについて

本日開催の第130回定時株主総会において、利益処分案が原案どおり承認可決され、第130期株主配当金は1株につき12円(普通配当10円、創立80周年記念配当2円)に決定されましたので、同封の第130期株主配当金郵便振替支払通知書により、最寄りの郵便局でお受け取りください。なお、同通知書により、取引銀行の預金口座にご入金いただくこともできます。

また、銀行預金口座への振込をご指定の方は同封の「第130期株主配当金計算書」並びに「配当金のお振込先について」を同封いたしますのでご確認ください。

以上